

郡山市簡易水道の水質検査について

1 基本方針

郡山市では簡易水道を御利用の皆様へ「より安全で安心して快適な」水を使用していただくために、定期的に水道法の水質基準に定められた項目を検査し、安定した水道水の供給に努めています。

水質検査の適正化を確保するために、検査を行う場所、検査をする項目、検査する回数を定めた「水質検査計画」を策定しています。

2 水質検査項目と検査頻度

(1) 検査地点

水道法に基づき検査が義務付けられている給水栓（蛇口）での検査のほか、水源及び配水池での検査を行っています。なお、給水栓（蛇口）での毎日検査は、配水管の末端の給水栓を対象とし、市民の方に委託しています。

(2) 検査項目

水道法に基づき検査が義務付けられている「水質基準項目」及び「郡山市が独自に行う水質項目」について検査を行います。

(3) 検査頻度（水質基準項目、毎日検査項目、蛇口）

頻度	項目数	項目
毎日	3 ^{※1}	色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）
月1回	10	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ^{※2} 、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度
年1回	2	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール
年4回	36	この表に記載されている以外の水質基準項目

※1 市民の方に委託しています。

※2 水源池の周辺土壌が耕作地であるため、月1回の検査頻度としています。

(4) 市独自で行う水質検査（水源地）※

頻度	項目数	項目
年2回	38	一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化合物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサソ、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物（TOC）pH値、味、臭気、色度、濁度
年1回	2	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール
発生時期 年4回 (5～8月)	1	嫌気性芽胞菌

※熱海中山の水源地においては水質の特性等から、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素等の10項目について、年4回の水質検査を追加実施しています。

(5) 水質検査機関

郡山市保健所及び厚生労働大臣の登録を受けた民間検査機関に委託します。

(6) その他

水道従事者の保菌検査を6箇月ごとに実施し、定期健康診断を年1回実施します。

3 臨時の水質検査

水道水源で次のような水質変化が起こった場合には、必要に応じて水源及び蛇口などから採取し、臨時の水質検査を行います。

検査項目については、異常が認められる項目、異常の恐れのある項目のほか関連する項目を水質検査します。

- (1) 水道水の色及び濁りに異常が生じるなど、著しく悪化したとき
- (2) 給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (3) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があるとき
- (4) その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (5) その他、特に必要があると認められるとき

4 水質検査計画及び検査結果の公表

公表した水質検査計画に基づいて検査を実施し、その検査結果は担当の各行政センターで閲覧に供します。

また、水質検査計画は必要があれば計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道水の水質確保に努めています。

5 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、市生活環境課、市上下水道局、市保健所、消防、警察、県中保健福祉事務所等と情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。

6 簡易水道水の放射性物質モニタリング検査

本市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、同年4月5日より水道水の放射性物質のモニタリング検査を実施しており、以後現在まで週1回の検出限界値1ベクレル/キログラム未満の検査と月1回の検出限界値0.1ベクレル/キログラム未満の検査を実施してまいりました。

これらの検査結果は、平成23年4月5日以降すべて不検出となっております。

測定内容や測定頻度は、県の水道水モニタリング要領に基づき、今後の状況などにより適時見直しを行い、適切な対応をしております。